令和３年度熱利活用普及拡大業務委託に係る企画提案競技実施要項

この要項は、令和３年度に青森県（エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課）が委託する熱利活用普及拡大業務の受託候補者を選定するための企画提案競技の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

１　趣旨

積雪寒冷地である本県においては、冬期間の暖房、融雪等の光熱費などの負担が他県に比べて大きいことから、地中熱や温泉熱、未利用熱等について、利活用の普及拡大に向けた取組を実施してきた。また、脱炭素化の動きが加速する中において、こうした熱利活用の更なる普及拡大が求められる状況である。

本業務では、県内外の自治体や民間施設等の熱利活用事例について、専門家の知見等を踏まえて取りまとめた「熱利活用モデル事例集」を作成する。

また、本事例集に掲載した内容等をもとに、県民、県内事業者の理解促進を図り、普及拡大につなげるため、「熱利活用普及拡大フォーラム」を開催するものである。

２　業務概要

（１）業務内容

別紙「令和３年度熱利活用普及拡大業務委託仕様説明書」のとおり

（２）委託期間

契約締結の日から令和４年３月 25 日（金）まで

（３）基準額

3,300,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 実際の委託契約額は、本企画提案競技による審査により、受託候補者を選定した後、改めて見積書を徴取の上、決定する。

３　企画提案競技の実施方法

本業務の受託候補者となることを希望する応募者から企画提案書類（下記項目７参照）の提出を受け、この内容について委託者が設置する審査委員会が審査を行い（審査項目は下記参照）、審査の結果、最も優れた提案を行ったと認められる者（最優秀応募者）を本業務の受託候補者として選定する。

ただし、応募者が１者の場合で、全審査員の評点の合計が満点の２分の１未満である場合は、受託候補者として選定しない。

≪審査項目≫

項目	審査の視点
提案内容 （事例集）	●　地中熱、温泉熱及び未利用熱等が有効的に活用されている事例であるか。 ●　事例の概要説明等が簡潔で分かりやすいか。 ●　汎用性があり、県内において今後さらに普及拡大が見込める事例であるか。 ●　提案された事例が普及拡大することによる、県内の産業振興への波及効果が妥当であるか。
提案内容 （フォーラム）	●　参加対象である県民や県内事業者が興味を惹かれるような内容であるか。 ●　提案は、フォーラム参加者の理解を促進する工夫がみられるものであるか。
実施手法	●　業務執行の手法は適切であるか。 ●　業務スケジュールは、妥当なものであるか。
実施体制	●　本業務を円滑に実施可能な体制が整えられているか。 ●　本業務を実施するに足りる専門的な知見を有しているか。
コ　ス　ト	●　経費見積が適正であるか。 ●　コスト削減に向けた工夫が見られるか。

≪審査会≫

開催日：７月上旬（予定）

形　式：書面審査

結　果：全応募者に対し、書面にて通知する。
なお、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

４　応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

①　国内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。

②　宗教団体又は政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

③　暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

④　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に規定する者に該当しない者であること。

⑤　国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

⑥　青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていないこと。

⑦　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑧　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

５　参加表明書及び応募資格に関する誓約書の提出

本企画提案競技に応募を希望する者は、令和３年６月 25 日（金）16 時までに参加表明書（様式１）と応募資格に関する誓約書（様式２）に必要事項を記入し、各１部を持参又は郵送（必着）により、提出先（項目 11 の提出・連絡先参照（以下同様とする。））に提出すること。

※　様式２については押印が必要となるため、留意すること。

６　本業務等に関する質問

本業務や企画提案競技の内容に質問がある場合は、令和３年６月 25 日（金）16 時までに質問書（様式６）に質問内容を記載し、電子メールにより、提出先へ送付すること。

質問書提出の締め切り後、質問に対する回答は、全ての応募者に対し、電子メールにより送付し、情報共有を図ることとする。

ただし、質問者が特定される可能性がある場合は、質問や回答の内容を一部加筆修正する場合がある。

７　企画提案書類の提出

本企画提案競技へ応募する者は、上記５の参加表明書及び応募資格に関する誓約書を提出した後、令和３年７月５日（月）16 時までに下記の企画提案書類（①～⑤）を持参又は郵送（必着）により、提出先へ提出すること。

≪企画提案書類の内容≫

①　企画提案書類提出書（様式３）…提出部数１部

②　企画提案書（様式（Ａ４版）、ページ数等任意）…提出部数５部

企画提案書には、下記の必要事項１から４までを全て記載すること。

【必要事項１】

「熱利活用モデル事例集」に掲載すべきと考える、地中熱、温泉熱及び未利用熱等いずれかの熱利活用事例について、下記により２案提案すること。

テーマ　県内において熱利活用の普及拡大が期待される事例

積雪寒冷地である本県の特徴を踏まえ、地中熱、温泉熱及び未利用熱等を有効的に活用した県内の事例であること。なお、提案内容にあたっては下記条件を満たすこと。

≪条件≫

１）事例の概要を、図表等を活用して簡潔に説明すること。

２）取り上げた事例の普及拡大と、地域振興のシナリオを記載すること。

【必要事項２】

「熱利活用普及拡大フォーラム」の開催内容は、本委託業務で作成する事例集の内容を踏まえた事例発表、講演及びパネルディスカッションなど、県民、県内事業者の理解を促進し、県内での普及拡大につながる企画内容とすること。

【必要事項３】

実施体制及び作業スケジュール

【必要事項４】

令和２年度以前の過去２年間における国や自治体等の再生可能エネルギー関連の調査委託業務等の受託実績の有無と、実績がある場合はその内容（概要）を記すること。

③　経費見積書（様式４）　提出部数５部

④　応募者の概要が分かる資料（パンフレット等）　提出部数５部

⑤　①から④まで以外の補足資料（該当がある場合に限る。）　提出部数５部

≪企画提案書類提出に係る留意事項≫

- 提出された企画提案書類は、返却しない。
- 企画提案書類の作成、提出等に要した経費は、すべて応募者の負担とする。
- 企画提案書類に関しては、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、「青森県情報公開条例」（平成１１年１２月青森県条例第５５号）による情報公開の対象となる。
- 企画提案書類は、専門用語等を除き日本語で作成すること。

８　応募の辞退

参加表明書の提出後、本企画提案競技への応募を辞退する場合には、応募辞退届（様式５）を持参又は郵送により、提出先へ提出すること。

９　スケジュール

6月15日（火）	:	公募開始
6月25日（金）16時	:	参加表明書、応募資格に関する誓約書及び質問書提出期限
7月5日　（月）16時	:	企画提案書類提出期限（公募終了）
7月上旬	:	企画提案競技審査会（書類審査）
7月上旬～中旬	:	審査結果決定

10　本業務に関する契約

本企画提案競技終了後、受託候補者として選定された者と業務の履行のために必要な協議を行った上、改めて見積書を徴収し、随意契約により委託契約を締結する。

※　ここで提出する見積書と企画提案書類③経費見積書（様式４）の内容が乖離することがないよう、経費見積書の作成は慎重に行うこと。

受託候補者との協議の結果、契約条件等の合意が得られない場合や契約相手方として適さない事由があると認められる場合は、受託候補者としての地位を解除し、審査結果が次点の者と同様の協議を行うことがある。

なお、委託業務の成果等は、原則として青森県に帰属する。

11　提出・連絡先

青森県エネルギー総合対策局　エネルギー開発振興課

環境・エネルギー産業振興グループ

〒030－8570　青森県青森市長島１－１－１　青森県庁舎　西棟５階

電話　017-734-9378　　FAX 017-734-8213

電子メール　enerugi@pref.aomori.lg.jp

※　電子メール送信の際は、件名を「令和３年度熱利活用普及拡大業務について（応募者名)」とすること。